

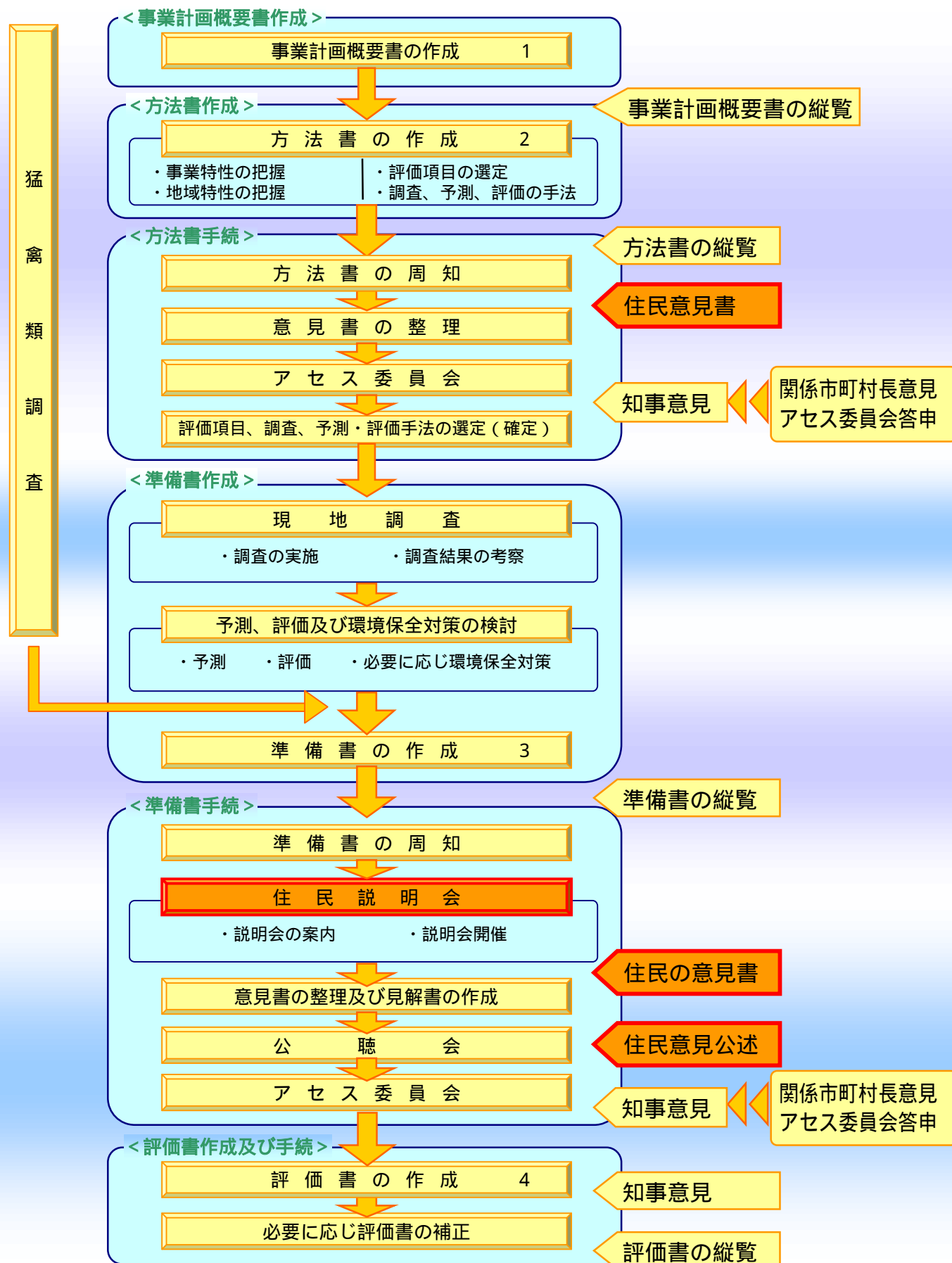
【環境アセスメントの流れ】

平成19年度

平成20年度

平成21年度

平成22年度



1 事業計画概要書

事業計画の概要を記載したものであり、方法書の縦覧開始までの間縦覧に供します。

2 方法書（環境影響評価方法書）

環境影響評価（調査・予測・評価）の項目や方法について記載したものであり、公告の日から30日間縦覧に供します。

方法書について環境の保全の見地から意見を有する方は、縦覧期間（30日）+15日の間に意見書を提出することができます。

方法書の手続きを経て、環境影響評価の項目及び方法を選定（確定）します。

3 準備書（環境影響評価準備書）

環境影響評価の結果を記載したものであり、公告の日から30日間縦覧に供します。

準備書について環境の保全の見地から意見を有する方は、縦覧期間（30日）+15日の間に意見書を提出することができます。事業者は準備書の内容についての説明会を開催します。また、知事が必要と認め公聴会が開催される場合があります。

4 評価書（環境影響評価書）

知事意見を尊重して準備書の記載内容に検討を加え、必要に応じて記載事項に変更を加えたものであり、公告の日から15日間縦覧に供します。

（赤色ボックス） は、住民の皆様からのご意見をいただく機会です。

「千葉県環境影響評価条例」に基づき、北部清掃工場の建替に係る環境アセスメントの流れを整理したものです。